

契約書(案)

件名 令和6年電子ジャーナルの利用(別紙内訳書のとおり)

発注者 国立大学法人北海道国立大学機構(以下「甲」という。)と供給者(以下「乙」という。)との間において、帯広畜産大学で利用する電子ジャーナル(以下「サービス」という。)の利用について、下記の金額で契約を結ぶものとする。

第1条 契約金額は、金 円(うち消費税額及び地方消費税額 円)とする。

2 前項の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額のうち課税対象額に110分の10を乗じて得た額である。

第2条 乙は、甲に対し別紙仕様書に基づきサービスを利用させるものとし、甲はその対価として利用代金を支払うものとする。

第3条 契約期間は、令和6年1月1日から令和6年12月31日までとし、利用期間は各雑誌が定めるところに従う。

第4条 利用代金は、一回払いとし、乙は利用代金の請求書を国立大学法人北海道国立大学機構帯広畜産大学管理課に送付するものとする。

第5条 甲は、令和6年1月以降、利用代金に係る適正な請求書を受理した日の翌月末日までに、乙に支払うものとする。

第6条 乙は、甲の利用中障害によって利用が中断した場合は、速やかにその回復に最善の措置を講ずるものとする。

第7条 甲は、出力物を本学教職員の教育・研究の目的に使用する以外は、乙の書面による承認を得ることなく複製又は編集並びに本学教職員以外の者に対して配布してはならないものとする。

第8条 甲又は乙は、乙又は甲が契約の履行に当たり、この契約に定める条項に違反したときは、文書をもって通知し、協議の上、この契約を解除することができるものとする。

第9条 乙は、乙の責に帰すべき事由により本契約に解約の必要が生じた場合は、次の式により算出した額を精算し、甲の指定する銀行口座に入金するものとする。

$$\text{精算金} = \text{利用代金(年額)} - (\text{利用代金(年額)} \times \text{利用日数} \div \text{契約日数})$$

第10条 契約保証金は、免除する。

第11条 この契約についての必要な細目は、北海道国立大学機構が定める役務請負契約基準によるものとする。

第12条 この契約について甲・乙間に紛争が生じた場合、双方協議の上、これを解決するものとする。

第13条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲・乙間において協議して定めるものとする。

第14条 本契約に関する紛争については、釧路地方裁判所帯広支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記契約の成立を証するため、甲・乙は次に記名し、印を押すものとする。
この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 北海道帯広市稲田町西2線11番地
国立大学法人北海道国立大学機構
理事長 長谷山 彰

乙